

目前に迫るマイナンバー制度の導入 ～制度概要の再確認～

【ポイント】

1. 2016年1月より、マイナンバー制度が導入される。それに先立ちこの10月からはマイナンバーの配布が開始されるが、制度の認知・理解度は高まっていない。
2. 企業は様々な法定書類に従業員や顧客のマイナンバーを記載する必要が生じる。その取得・取扱いには法令に基づく厳格な対応が求められ、企業負担は重い。
3. 将来的にはより多くの分野でのマイナンバー活用が検討されている。企業は法改正の動向を注視し、制度に則した社内体制へと常に見直しを行う必要がある。

1. マイナンバー制度導入の経緯と諸外国の事例

わが国においては、長年にわたり番号制度の導入が議論されてきた。古くは1960年代の各省庁統一コード研究連絡会議に始まり、少額貯蓄非課税制度でのグリーンカードや住民基本台帳カードなど、様々な仕組みが検討・実施されてきた。しかし個人情報開示に対する国民の抵抗感は根強く、制度の浸透には至らなかった。近年になると、生活保護の二重受給や旧・社会保険庁の消えた年金記録問題、震災被災者支援時の混乱などを契機に番号制度の必要性が改めて見直され、2013年により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、マイナンバー法）が公布されることとなった。

一方、海外に目を向けると、制度や対象サービスは異なるものの早期から多くの先進国で番号制度が導入されている（図表1）。マイナンバー制度では、これら諸外国の制度で生じている不正利用や近年のサイバー攻撃などの教訓を生かした制度設計がなされており、利用目的や運営方法を法律で厳密に規定しているほか、情報の分散管理や第三者機関（特定個人情報保護委員会）の設置、悪用の可能性が低い社会保障・税・災害対策の3分野からの導入が図られるなど、後発国ならではの工夫が盛り込まれている。

図表1. 諸外国における番号制度の導入事例

	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	フランス	韓国	シンガポール
制度名称	納税者番号制度	社会保障番号制度	個人番号制度	住民登録番号制度	住民登録制度	国民登録制度
構成	11桁の番号 無作為	9桁の数字 地域、発行グループ、 シリアル番号	10桁の数字 生年月日、生誕番号、 チェック番号	15桁の数字 性別、出生年月、自治 体番号等	13桁の数字 生年月日、性別、申告 地番号等	9桁のアルファベット・ 数字 発行世紀、出生年、シ リアル番号等
付番対象	全ての居住者	国民 労働許可を持つ在留 外国人	国民 1年超の長期滞在者	フランスで出生した全 ての人 フランスの社会保障制 度利用者	韓国に居住する国民	国民 永住権所有者 就労許可を受けた在 留外国人
身分証明書	IDカード	社会保障番号証	なし	ヴィタルカード	住民登録番号証	国民登録番号証
利用範囲	税務	年金、医療、その他社 会扶助、行政サービス 全般の本人確認等	年金、医療、税務、そ の他行政全般、行政 サービスの本人確認 等	年金、医療、税務、選 挙票の交付等	電子政府ログインID、 年金、医療、税務等	電子政府ログインID、 強制積立貯蓄制度、 税務等
民間利用	禁止	制限なし	制限なし	許可が必要	制限なし	制限なし

（資料）内閣官房資料より富国生命作成

## 2. マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度導入の目的は ①公平・公正な社会の実現 ②国民の利便性の向上 ③行政の効率化、である。経団連ではその導入効果について、国・地方の行政業務効率化や国民の利便性向上など、年間3兆円以上であると試算している。

制度の開始は2016年1月であるが、それに先立ち2015年10月以降、住民票のある市区町村から日本国内の全住民に12桁の個人番号（以下、マイナンバー）が書留で郵送される。この番号自体に規則性はなく、番号から性別や住所等の推測はできない。原則として生涯同一の番号を使用するが、盗難や流出など悪用される恐れのある時は、市区町村への申請により番号を変更することができる。なお登記された法人には、国税庁より13桁の法人番号が通知される。

図表2. 通知カードと個人番号カード

	通知カード	個人番号カード
記載事項	個人番号、氏名、住所、生年月日など	(表面)氏名、住所、生年月日、顔写真など (裏面)個人番号、氏名など
入手方法	2015年10月以降、すべての住民に郵送	市区町村に申請し、2016年1月以降に交付
利用目的	個人番号の証明 (身分証明書としては利用できない)	個人番号の証明、身分証明書、公的個人認証 (ICカードとして付加サービスが利用可能)

(資料)総務省資料より富国生命作成



個人の対応として重要となるのは、「通知カード」と「個人番号カード」という異なる2種類のカードの理解であろう。まず10月以降に郵送されるのは「通知カード」である。このカードには氏名・住所・生年月日・性別（基本4情報）とマイナンバーが記載されるが、顔写真は無い。この通知カード自体では身分証明書にはならず、「個人番号を証明する公的書類」との位置づけである。一方、「個人番号カード」は市区町村への申請により、2016年1月以降に通知カードと引き換えに無料で受領することができる。ICチップが埋め込まれた顔写真付きのプラスチック製カードであり、それ自体が運転免許証やパスポートと同様に公的身分証明書となる（成人は10年・未成年者は5年更新）。

現時点では国民の関心が高いとはいえないが、今後は就職や年末調整・確定申告・児童手当や年金の受給など、様々な国民生活の場面で必要な「インフラ」となる可能性が高い。2017年1月より運用開始予定の「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」等も活用しながら、一人ひとりが責任ある番号管理を行う必要がある。

## 3. 企業への影響と求められる対応

マイナンバー制度導入に際し懸念されるのが、企業負担の増大である。具体的な事例として各企業がまず直面する課題は、マイナンバーの収集であろう。

2016年1月以降、源泉徴収票や健康保険関連、税務署へ提出する支払調書など、様々な書類の様式が変更される。法定記載事項としてマイナンバーが追加されるため、各企業は否応なく従業員およびその扶養親族のマイナンバーを収集する必要性が生じる。正社員のみなら

ず契約社員やパート・アルバイト等も例外ではなく、全国展開する飲食業や小売業の中には、数万～数十万人規模のマイナンバーが必要となる企業もあるだろう。マイナンバー収集にあたっては「身元確認」「番号確認」についての厳格な本人確認も求められており、その作業負担は重い。

また、従業員以上に困難が予想されるのは、顧客からのマイナンバー取得である。特に金融機関はその影響が大きく、生命保険会社である当社を一例にとれば、満期・死亡保険金や給付金、解約払戻金、年金、個人オーナーの不動産賃貸料、弁護士報酬やセミナーの社外講師等の支払調書にもお客さまや取引先などのマイナンバー記載が必要となる。制度をご理解いただいたうえで提出をお願いしていく、その労力は膨大なものとなる。

更に、収集したマイナンバーの管理・廃棄も重要だ。自社管理の場合は当然ながら、多くの企業で見込まれる外部委託会社の活用時にも、委託先や再委託先に至るまでの監督責任が求められる。

なお、マイナンバー法では「目的外での保管の禁止」が規定されているため、不要となった情報は復元不可能な状態にして速やかに廃棄しなければならない。法定書類は扶養控除申請書（7年）・雇用保険の被保険者資格取得届（4年）など所管法令により一定期間の保管が義務付けられているため、同一人に関する書類であっても、保管義務が終了次第それぞれの書類を廃棄する必要がある。人材の流動性が高い業種や人材派遣業界などでは、その対応に苦慮することとなる。

上記はほんの一例に過ぎない。マイナンバーの取得、利用・提供、保管・廃棄など取扱いにはこれまでの個人情報保護法以上に厳格な制約があり、万が一にも情報の流出や法令違反が生じれば、刑事罰の可能性や社会的信用の失墜などその影響は計り知れない。しかし制度導入が目前に迫った現在でも、紙面では地方中小企業などの対応の遅れが取り沙汰されている。各企業には「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等を活用しながら、事務範囲や担当者の明確化、取扱規定の策定、「組織的」「人的」「物理的」「技術的」安全措置を講じるなど、早急な対応が求められている。

#### 4. 今後の見通し

マイナンバー制度について、政府は「小さく生んで、大きく育てる」意向である。当初は社会保障・税・災害対応の3分野から制度がスタートするものの、将来的には健康保険証との一体化などで制度の浸透を図るとともに、医療・金融・行政・民間など様々な分野での活用が検討されている。実際に制度導入目前となるこの数ヵ月間にも、個人情報の流出問題が発生した年金分野への活用延期、企業による個人番号カードの一括取得承認、2018年からの銀行預金口座への紐付けなど、制度は目まぐるしく変化している。

今後マイナンバー制度は、利用範囲の拡大とともに一段と避けては通れないものとなってゆくだろう。国民一人ひとりが高い当事者意識を持つとともに、企業においては常に社内体制を確認し、変遷する制度に則した対応を取り続ける必要がある。

（株式会社グループ 山本 琢生）

図表 3. 個人番号カードの活用検討例

検討されている個人番号カードの活用例 (ICチップを活用した公的個人認証サービス)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・コンビニでの住民票等の発行</li> <li>・マイナポータルログイン時利用</li> <li>・戸籍事務、旅券事務</li> <li>・医療番号と連動したカルテ・レセプト情報の活用</li> <li>・引っ越し時の公共料金・NHK受信料などの一括手続き</li> <li>・自動車登録</li> <li>・オンライン口座開設・NISAへの活用</li> <li>・タバコ・酒の自動販売機</li> <li>・社員証・学生証 など</li> </ul>

(資料)総務省資料より富国生命作成